

改正

昭和39年7月13日条例第8号

昭和39年10月8日条例第11号

昭和41年3月30日条例第16号

昭和43年6月29日条例第4号

平成13年3月28日条例第1号

平成23年3月28日条例第4号

市川市住居表示審議会条例

(設置)

第1条 本市における合理的な住居表示の整備を促進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき住居表示審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、住居表示整備事業の実施に関し必要な調査及び審議を行なうものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名で組織する。

一部改正〔平成13年条例1号〕

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 3名

(2) 市民 2名

(3) 関係行政並びに公益的機関の長が推薦したもの 5名

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成13年条例1号〕

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び審議会の事務)

第7条 審議会に幹事若干名を置き、職員の中から市長が命ずる。

2 幹事は、審議会に出席し、意見を述べるができる。

3 審議会の事務は、総務部において、これを処理する。

一部改正〔昭和39年条例8号・11号・41年16号・43年4号〕

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成23年条例4号〕

(審議会の運営その他必要な事項)

第9条 前各条に定めるものを除く外、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年7月13日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年10月8日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年3月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年6月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月22日から適用する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。